

ショートステイほほえみ 重要事項説明書

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

令和6年8月1日現在

1、事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人ふなびきクリニック
代表者名	理事長 舟曳 純仁
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地2 (電話) 0568-62-8811 (FAX) 0568-62-3399

2、事業所の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所(施設)名	ショートステイほほえみ
所在地・連絡先	(住所) 愛知県犬山市大字前原西三丁目30番 (電話) 0568-62-2829 (FAX) 0568-65-2244
事業所番号	2373400494
管理者の氏名	山内 美明
利用定員	2ユニット 19名

(2) 事業所の職員体制

職種	人数	業務内容
管理者	1人以上	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師	1人以上	利用者に対する健康管理を行う。
介護職員	7人以上 (常勤換算)	利用者に対する日常生活全般にわたる介護業務を行う。
機能訓練指導員	1人以上	利用者に対する日常生活に必要な機能の減退防止の為の機能訓練を行う。
生活相談員	1人以上	利用者に対する日常生活上の相談業務を行う。
事務員	1人以上	事務の処理を行う。

※看護職員については(医)ふなびきクリニックとの連携により確保している。

※栄養士、調理員については(有)ふなびきメディカルとの業務委託を行うことにより適正なサービスを確保している。

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	犬山市・扶桑町・大口町
---------	-------------

(4) 営業日

営業日	営業時間
年中無休	24時間

3、サービス内容

- ご利用者各々の居宅サービス計画書(ケアプラン)に基づいて、短期生活介護計画を作成しサービスの提供をいたします。
- 入浴 : 利用者個々に応じた入浴設備を使用し、原則週2回の予定で入浴していただきます。
(但し、体調不良の場合は中止することがあります)
- 排泄 : 利用者個々にあった方法で排泄ケアを行います。(施設利用時のオムツは施設で用意させていただきます)
- 食事 : 利用者個々にあった食事形態、食事時間で食事を提供します。
- 生活相談 : 日常の生活における様々なお困りごと、悩みごとなどの相談を随時行います。
- 送迎 : 自宅～施設で送迎サービスをします。

4、利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

原則として負担割合証に応じて料金表の利用料金の1割～3割が利用者の負担金となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受ける時に必要となります。

<1日あたりの基本料金>

1単位＝10.33円

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
704単位	772単位	847単位	918単位	987単位
要支援1	要支援2			
529単位	656単位			

<加算・減算>

送迎加算(片道につき)	184単位	個別機能訓練加算	56単位
*療養食加算	8単位	*緊急短期入所受入加算	90単位
*連続30日超え利用減算	▲30単位	サービス提供体制加算(Ⅲ)	6単位

*介護予防(要支援1, 2)では加算の対象ではありません。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)として1ヶ月の総単位数に加算率13.6%を乗じた単位数を加算します。

(2) 食費(1日あたり)

食費	1,860円/日	負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
		300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日

○飲料水代(おやつ含む) : 100円/日

*朝食 510円 昼食 700円 夕食 650円

(3) 介護保険給付対象外の料金

ユニット型個室	2,200円/日	負担限度額	
		第1・2段階	第3段階①・②
		880円/日	1,370円/日

○日用品費 : 100円/日 ○教養娯楽費 : 100円/日

*負担限度額認定証につきましては、各市町村にてご確認いただき、当事業所にご提出下さい。

(4) 支払い方法

毎月、25日までに前月分の請求書を発行しますので、月末までにお支払いください。お支払方法は、月末にご契約口座からの引落としになります。なお、月末に残高不足で引き落としが出来なかった場合は、翌月15日(土日祝日の場合は前営業日)に再度引落しをさせていただきます。

*入金確認後、領収書を発行します。

5、秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 施設は、サービスの提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続いたします。

(2) 施設は、自らが作成または取得し、保存している個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、法人の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。法令規則により公的機関あて報告が義務付けられているもの、または緊急の場合の医療機関等へのご利用者様の心身等に関する情報提供、その他、ご利用者様から個人情報に関わる同意書にて予め同意をいただいているもの以外に関しては、ご利用者様又は保証人の同意なく第三者に個人情報の提供を行いません。

6、事業の目的及び方針

施設の介護職員等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。又、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うことにより利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。又、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。請求時には事業計画、財務内容等の情報を開示します。

7、緊急時の対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族様等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所等へ連絡をします。又、本施設の協力医療機関やご家族様から指定された医療機器間へ救急搬送等の必要な対応を講じます。

8、苦情受付・対応

利用者様及びそのご家族等からの相談を受けた場合は、施設は事実関係を調査し、その結果並びに改善方法について速やかに対応いたします。施設は苦情申し立てがなされたことをもって、ご利用者様に対しいかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

苦情相談窓口として、下記相談窓口にご相談ください。当施設以外についてはお住いの市町村、もしくは愛知県国民健康保険団体連合会にて苦情の申し立てをすることができます。

<苦情相談窓口>

事業所の窓口	ショートステイほほえみ 山内美明(不在時は他の職員が対応)	
市町村(保険者)の窓口	<input type="checkbox"/> 犬山市役所高齢者支援課 <input type="checkbox"/> 扶桑町役場介護健康課 <input type="checkbox"/> 大口町役場健康生きがい課 <input type="checkbox"/> その他()	TEL 0568-44-0326 TEL 0587-93-1111 TEL 0587-94-0051 TEL
公的団体の窓口	愛知県国民健康保険団体連合会	TEL 052-971-4165

9、非常災害時の対策

防火管理者	山中 大雅	
防災訓練等	消防計画に基づき年2回実施	
防災設備	設備名称	
	避難階段	誘導灯及び誘導標識
	非常警報装置	防火扉
	屋内消火栓設備	非常電源
	避難口	自動火災報知設備
	非常通報装置	スプリンクラー

10、虐待防止

施設は、虐待の発生又はその再発を防止するために以下のことに取り組みます。

- ①虐待防止のため、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催します。
- ④上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を発見した時は、速やかに、各市町村窓口に通報いたします。

11、身体拘束

施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者及び利用者の後見人又はその家族(後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人)に対して事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、同意を得た上で、身体拘束等適正化のための指針に基づき、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また施設として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- ②非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- ③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12、衛生管理

- (1)施設の食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3)施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①施設所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13、業務継続計画の策定

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する利用サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14、事故発生時の対応および損害賠償

- (1)施設は、サービスの提供にともなって、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の身元引受人または代理人に連絡するとともに必要な措置を講じ、市町村に連絡いたします。併せて事故発生の原因・再発防止の検討を行います。
- (2)施設は、サービスの提供にともなって、施設の責めに帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

15、協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
- | | |
|------|--------------------|
| ○ 名称 | 医療法人ふなびきクリニック |
| 住所 | 愛知県犬山市大字前原字桜坪29番地3 |
| 電話 | 0568-62-8811 |
| ○ 名称 | 社会医療法人志聖会 総合犬山中央病院 |
| 住所 | 愛知県犬山市大字五郎丸字二夕子塚7 |
| 電話 | 0568-62-8111 |

16、サービスご利用上の留意事項

- ① 利用中の金銭・貴重品の管理は行いませんので持ち込みをご遠慮いただきます。また携帯電話・タブレット・補聴器等の故障・紛失等につきましては当事業所では一切責任を負いません。
- ② 利用中の喫煙・飲酒はご遠慮ください。
- ③ 事業所の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ④ 他利用者に感染の可能性がある疾病に罹患している場合、サービスのご利用見合わせ、又は中止する場合があります。
- ⑤ 度重なるハラスメント行為(暴言、暴力、性的な言動、行動等)があり、注意を行っても改善が見られなかった場合、サービスの利用を停止させていただく場合があります。
- ⑥ 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

当施設は、重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

事業者	事業者名 事業所名 代表者名	医療法人ふなびきクリニック ショートステイほほえみ 理事長 舟曳 純仁
-----	----------------------	---

説明者 氏名 _____

私は、ショートステイほほえみの重要事項説明書に基づいて、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

氏名 _____

代筆者 _____

(続柄)